

今年4月からプラスチック資源循環促進法が開始

「プラスチック資源循環促進法」が2022年4月1日から施行され、プラスチックごみの削減が義務化になりました。

これは、海洋汚染や地球温暖化の一因になっているプラスチックごみを削減するために、無料で提供される使い捨てのプラスチック製品の削減を企業などに求める法律です。

無料で提供されるコンビニのスプーンやフォーク、ホテルの歯ブラシ、ナイフ、マドラー、ストロー、歯ブラシ、ヘアブラシ、くし、カミソリ、シャワーキャップ、ハンガー、衣類用カバーの12品目が削減の対象となっています。

こうした製品を年間5トン以上提供している小売店や宿泊施設、飲食店などが対象で削減の取り組みが義務になります。

適切な対策を行わない場合は、勧告を受けたり社名を公表されたりします。それでも対応が変わらなければ50万円以下の罰金となります。

法律の施行に伴って、コンビニや外食チェーンではスプーンやフォークを木製や植物由来の製品に切り替えるなどの対応が始まっています。

〈参考〉穴あきスプーンやフォークでプラ削減も コンビニ各社の対策 (NHK NEWS WEB 2022/4/14)

4月から変わること 主な制度改正まとめ (Yahoo!ニュース: 2022/4/1)